

下関市教育委員会 5月定例会 資料

令和6年5月22日（水） 9：30～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表P 1

[議案]

第19号 令和6年度教育予算の補正（6月）について別冊②

第20号 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例…別冊①

第21号 下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例

の一部を改正する条例別冊②

第22号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則P 3

第23号 令和7年度使用下関商業高等学校教科用図書

の採択について別冊①

第24号 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員

の委嘱等についてP 5

第25号 令和6年度下関市教育支援委員会委員の委嘱についてP 8

第26号 下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱についてP 11

第27号 下関市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱についてP 12

第28号 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員

の解嘱及び委嘱についてP 14

第29号 下関市豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の委嘱について …P 16

[臨時代理等]

○工事請負変更契約の締結について

（勝山中学校校舎（11）長寿命化改良建築主体工事（第1期）） …P 18

[報告事項]

- 「家族でやま学の日」についてP 2 0
- 下関市学校給食施設の再編に関する基礎調査について別冊①
- 下関市子どもの読書活動推進会議委員の選任についてP 2 1
- 企画展 「菊舎 旅と友を愛したひと」についてP 2 3
- 工事請負変更契約の締結について
（下関市菊川ふれあい会館外壁改修工事）別冊①
- 豊田ホテルの里ミュージアムの開館時間の変更についてP 2 5

教育委員会定例会 日程表

令和6年5月22日（水） 9時30分から
下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程 1

【議案】

- | | | |
|------|------------------------------------|----------------------|
| 第19号 | 令和6年度教育予算の補正（6月）について | 教育政策課 |
| 第20号 | 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 学校教育課 |
| 第21号 | 下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 生涯学習課 |
| 第22号 | 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則 | 教育政策課 |
| 第23号 | 令和7年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について | 教育研修課 |
| 第24号 | 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱等について | 教育政策課 |
| 第25号 | 令和6年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について | 学校教育課 |
| 第26号 | 下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について | 生涯学習課 |
| 第27号 | 下関市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について | 生涯学習課 |
| 第28号 | 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員の解嘱及び委嘱について | 土井ヶ浜遺跡・
人類学ミュージアム |
| 第29号 | 下関市豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の委嘱について | 土井ヶ浜遺跡・
人類学ミュージアム |

日程 2

【臨時代理等報告】

- | | |
|---|-------|
| 工事請負変更契約の締結について（勝山中学校校舎（11）長寿命化改良建築主体工事（第1期）） | 学校支援課 |
|---|-------|

日程 3

【報告事項】

- | | |
|------------------------------------|---------|
| 「家族でやま学の日」について | 教育研修課 |
| 下関市学校給食施設の再編に関する基礎調査について | 学校保健給食課 |
| 下関市子どもの読書活動推進会議委員の選任について | 中央図書館 |
| 企画展 「菊舎 旅と友を愛したひと」について | 美術館 |
| 工事請負変更契約の締結について（下関市菊川ふれあい会館外壁改修工事） | 菊川教育支所 |
| 豊田ホテルの里ミュージアムの開館時間の変更について | 豊田教育支所 |

日程 4

【その他】

■次回開催予定 令和6年6月28日（金）

R6. 6月							R6. 7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1		1	2	3	4	5	6
2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13
9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20
16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27
23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31			
30													

閉会

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

上記議案を提出する。

令和6年5月22日

下関市教育委員会

教育長 磯部 芳規

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

下関市教育委員会事務分掌規則（平成20年教育委員規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後						
(附属機関) 第38条 略 (1) 略 (2) 略		(附属機関) 第38条 略 (1) 略 (2) 略 (3) 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の <u>規定により設置された附属機関</u>						
		<table><tr><th>名称</th><th>担任する事務</th><th>庶務を担当 する組織</th></tr><tr><td>下関市指定管理 候補者選定委員 会（下関市生涯 学習プラザ）</td><td>下関市生涯学習プラザの設置等 に関する条例（平成21年条例第 1号）第21条第1項及び下関市立 図書館の設置等に関する条例（平成 17年条例第110号）第8条第1</td><td>生涯学習課</td></tr></table>	名称	担任する事務	庶務を担当 する組織	下関市指定管理 候補者選定委員 会（下関市生涯 学習プラザ）	下関市生涯学習プラザの設置等 に関する条例（平成21年条例第 1号）第21条第1項及び下関市立 図書館の設置等に関する条例（平成 17年条例第110号）第8条第1	生涯学習課
名称	担任する事務	庶務を担当 する組織						
下関市指定管理 候補者選定委員 会（下関市生涯 学習プラザ）	下関市生涯学習プラザの設置等 に関する条例（平成21年条例第 1号）第21条第1項及び下関市立 図書館の設置等に関する条例（平成 17年条例第110号）第8条第1	生涯学習課						

項の規定による下関市生涯学習プラザ及び下関市立中央図書館の指定管理候補者の選定について審議すること。	
--	--

附 則

この規則は、公布日から施行する。

提案理由

下関市指定管理候補者選定委員会（下関市生涯学習プラザ）の審査に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市教育委員会
議案第24号

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱等について

上記の議案を提出する。

令和6年5月22日

下関市教育委員会
教育長 磯部芳規

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱等について

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則（平成31年教育委員会規則第2号）第2条の規定に基づき、別紙のとおり下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員を解嘱・解任し、新たに委嘱・任命する。

記

- | | | |
|---|-----------|--------|
| 1 | 委員 | 別紙のとおり |
| 2 | 解嘱及び委嘱理由 | 別紙のとおり |
| 3 | 解任及び任命理由 | 別紙のとおり |
| 4 | 解嘱日及び委嘱期間 | 別紙のとおり |
| 5 | 解任日及び任命期間 | 別紙のとおり |

提案理由

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員について、子の卒業とともに所属団体の役職を終え、当該団体より改めて委員の推薦があり、また、委員の人事異動等により、委員を解嘱及び解任し、新たに委員の委嘱及び任命するもの

1 委 員

(解嘱する者)

区 分	氏 名	公職等
保護者	吉岡 ひろみ	下関市幼稚園 PTA 連合会 理事
保護者	稲富 佳明	下関市小学校 PTA 連合会 会長

(解任する者)

区 分	氏 名	公職等
関係教育機関の職員	桑原 実保	下関市立名陵中学校 教諭
関係教育機関の職員	真崎 義照	下関市立小月小学校 教諭

(新たに委嘱する者)

区 分	氏 名	公職等
保護者	肌野 舞	下関市幼稚園 PTA 連合会 理事
保護者	上岡 亜紀夫	下関市小学校 PTA 連合会 会長

(新たに任命する者)

区 分	氏 名	公職等
関係教育機関の職員	宮崎 元気	下関市立川中中学校 教諭
関係教育機関の職員	原田 真紀	下関市立名陵小学校 教諭

2 解嘱及び委嘱理由

前任者が子の卒業とともに所属団体の役職を終えたため解嘱し、新たに当該団体より改めて推薦のあった者を後任として委嘱しようとするもの

3 解任及び任命理由

前任者が退職及び人事異動により市外へ異動となったため解任し、新たに後任を任命しようとするもの

4 解嘱日及び委嘱期間

解 嘱 日 令和6年5月22日

委嘱期間 令和6年5月23日から諮問に係る答申をした日まで

5 解任日及び任命期間

解 任 日 令和6年5月22日

任命期間 令和6年5月23日から諮問に係る答申をした日まで

下 関 市 教 育 委 員 会
議 案 第 2 5 号

令和6年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年5月22日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

令和6年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について

下関市教育支援委員会規則（平成17年教育委員会規則第20号）に基づき、
別紙のとおり下関市教育支援委員会委員の委嘱をする。

記

任期 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

提案理由

令和5年度委員の任期満了に伴い、令和6年度委員を委嘱するため。

令和6年度 下関市教育支援委員会委員

No.	区 分	所 属	職 名	氏 名	備考	R06
1	下関市教育研究会 特別支援教育部校長	下関市立豊洋中学校	校長	佐方 美奈子		新
2	〃	下関市立名陵小学校	校長	松尾 千秋		
3	〃	下関市立吉田小学校	校長	吉田 真由美		
4	難聴・言語障害特別支援 学級設置校長	下関市立川中西小学校	校長	増田 尚哉	難聴・言語障害部会のみ参加	
5	特別支援学級担当教員	下関市立川中西小学校	教諭	権田 歩	難聴・言語障害部会と兼任	
6	〃	下関市立川中中学校	教諭	佐藤 康代		新
7	医師	かねはら小児科	院長	金原 洋治	小児科医	
8	〃	下関市こども発達センター診療所	所長	大賀 由紀	〃	
9	〃	ひこしまこどもクリニック	院長	河野 祥二	〃	
10	〃	長門一ノ宮病院	副院長	稲野 靖枝	精神科医	
11	〃	よしとみクリニック	院長	綿野友美	小児科医	新
12	〃	岡耳鼻咽喉科医院	院長	岡 和彦	耳鼻科医 難聴・言語障害部会のみ参加	
13	児童福祉関係行政機関職 員	山口県下関児童相談所	児童 心理司	杉岡 憲		新
14	〃	下関市こども発達センター	主査	田中 恵		
15	〃	下関市保健部健康推進課	主任 保健師	米田 亨子		
16	その他教育委員会が必要 と認める者	山口県立下関総合支援学校	小学部主事	坂田 康代		新
17	〃	山口県立下関南総合支援学校	小学部主事	村田 和昌		
18	〃	山口県立豊浦総合支援学校	中学部主事	清水 由美子		新
19	〃	山口県立下関南総合支援学校	教諭	吉川 尚可	難聴・言語障害部会と兼任	
20	〃	山口県立下関南総合支援学校	教諭	貞光 由希		
21	〃	山口県立下関総合支援学校	教諭	甲斐 なつ		
22	〃	下関市立名陵小学校	教諭	北村 静香	地域コーディネーター	
23	〃	下関市立日新中学校	教諭	竹重 政恵	〃	
24	〃	下関市立小月小学校	教諭	松下 嘉代	特別支援学級担任 難聴・言語障害部会と兼任	
25	〃	下関市立彦島中学校	教諭	岡田 尋子	通級指導教室担当教員 難聴・言語障害部会と兼任	新
26	〃	下関市立安岡小学校	教諭	中野 良浩	〃	
27	〃	下関市立豊浦小学校	教諭	傍土 一郎		
28	〃	下関市立川中幼稚園	教諭	田口 千夏	難聴・言語障害部会と兼任	
29	〃	下関市立川中幼稚園	主任 教諭	内田 仁美	〃	
30	〃	下関市立川中幼稚園	主任 教諭	川上 由美子	〃	

(参考条文)

下関市教育支援委員会規則 (抜粋)

(委員)

第4条 委員は、教育委員会が次の者のうちから任命し、又は委嘱する。

- (1) 下関市教育研究会特別支援教育部に所属する小・中学校の校長
- (2) 難聴・言語学級を設置している小・中学校の校長
- (3) 特別支援学級担当教員
- (4) 医師
- (5) 学識経験者
- (6) 児童福祉関係行政機関職員
- (7) 学校教育関係行政機関職員
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年5月22日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び下関市社会教育委員会条例（平成17年条例第108号）第2条の規定に基づき、下関市社会教育委員を次のとおり解嘱及び委嘱する。

記

1 委員の解嘱及び委嘱

解嘱	上野	美枝
委嘱	中野	達史

2 解嘱及び委嘱期間

解嘱日 令和6年5月31日

委嘱期間 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

提案理由

小学校長会の役割分担の変更に伴い、解嘱及び後任委員の委嘱をするもの

下関市教育委員会
議案第27号

下関市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年5月22日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条及び下関市立公民館の設置等に関する条例（平成17年条例第109号）第4条の規定に基づき、下関市立公民館運営審議会委員を次のとおり解嘱及び委嘱する。

記

- 1 委員の解嘱及び委嘱 別紙のとおり
解嘱28名 委嘱25名
- 2 解嘱日及び委嘱期間
解嘱日 令和6年5月31日
委嘱期間 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

提案理由

委員の人事異動や各種団体の役員変更に伴い、解嘱及び後任委員の委嘱をするもの。

公民館名	解 嘱 (令和6年5月31日)	委 嘱 (令和6年6月1日)
彦島公民館	河野 美貴	中原 菊江
	田谷 義和	古屋 圭宣
長府公民館	変更なし	
王司公民館	変更なし	
清末公民館	小戸 毅	山本 淳一
小月公民館	変更なし	
王喜公民館	平原 隆治	成清 一幸
	富士本武明	國友 孝
	草野 和子	久永 春美
	村上 春男	井上 省明
	藤村 由美	吉川眞由美
吉田公民館	田中 秀雄	本田 清美
	岡村 愛	長田 誠
	長谷川智子	—
内日公民館	國友 孝	—
	西田 麗子	藤岡 千鶴
勝山公民館	黒瀬 圭子	—
川中公民館	田口 眞一	川畑 誠治
	原田 貴司	岡 良治
	橋本 香苗	堂下 芳宏
	中川原眞治	秋月 廣志
	渡邊 求	松本 秀夫
	江良 昌泰	西村 和敬
安岡公民館	植田 明男	岩永 崇志
吉見公民館	成清 一幸	菊川 和彦
	梅尾 俊行	畔永 秀美
	白石 篤史	西本健治郎
	海原 潤	木原 智行
吉母公民館	変更なし	
北部公民館	松岡 茂	佐藤 賢一
西部公民館	山村 義弘	吉井 唯生
玄洋公民館	西村 裕文	安東 知彦
長府東公民館	変更なし	

下関市教育委員会
議案第28号

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年5月22日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員の委嘱について

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例（平成17年条例第125号）第5条の規定に基づき、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員を下記のとおり解嘱及び委嘱いたします。

記

1 解嘱者及び委嘱者

解嘱者 下関市立養治小学校 校長 船木 美弘

委嘱者 下関市立豊北小学校 校長 山田 恵子

2 解嘱・委嘱年月日

解嘱 令和6年5月31日

委嘱 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

提案理由

委員の人事異動等に伴い、現委員の解嘱及び後任委員を新たに委嘱するものの。

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員名簿

任期:令和5年6月1日～令和7年5月31日

No.	区分	氏名	役職等	備考
1	学識経験者	ワタナベ カズオ 渡辺 一雄	元梅光学院大学教授	
2	地元関係者	ナカムラ タカシ 中村 孝史	神玉地区振興協議会 会長	
3		ササキ タケシ 佐々木 猛	ミュージアム友の会 会長	
4		イマニシ ジュンコ 今西 順子	豊北キッチン taimou代表	
5		オオモリ マリコ 大森 麻里子	豊北町女性団体連絡協議会 会長	
6		ハラダ ケイコ 原田 恵子	豊北文化協会事務局長	
7		ショウジ リュウジ 庄司 隆治	豊北町観光協会 会長 ホテル西長門リゾート 総支配人	
8		ヤマダ ミワコ 山田 美和子	郷土史家	
9	学校教育関係者	ヤマダ ケイコ 山田 恵子	豊北小学校 校長	新
10		トヨサワ マモル 豊澤 守	豊北中学校 校長	

(参考条文)

○土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例(抜粋)

(運営協議会の設置)

第5条 人類学ミュージアムに土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会(以下「運営協議会」という。)

を設ける。

2 運営協議会の委員は、学識経験者及び地元関係者等で構成する。

3 運営協議会には、部会を設けることができる。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

○土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則(抜粋)

(運営協議会の会長及び副会長)

第6条 条例第5条に規定する運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、運営協議会委員(以下「委員」という。)の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(運営協議会の会議)

第7条 運営協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

下関市教育委員会
議案第29号

下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年5月22日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の委嘱について

下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例（平成17年条例第126号）第16条の規定に基づき、別紙の候補者に下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員を委嘱する。

任期：令和6年6月1日から令和8年5月31日まで

提案理由

委員の任期満了に伴い、下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員を新たに委嘱するもの。

別紙

下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会名簿

任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日

No.	区分	氏名	役職等	備考
1	学校教育関係者	とよさわ まもる 豊澤 守	豊北中学校校長	
2	学校教育関係者	やまだ けいこ 山田 恵子	豊北小学校校長	新任
3	学校教育関係者	いとう ひろみ 伊東 浩美	豊北こども園園長	新任
4	社会教育関係者	くむら としお 久村 敏男	豊北歴史文化友の会会長	新任
5	社会教育関係者	にしじま ひでとし 西島 英敏	下関市商工会会長	
6	家庭教育関係者	いまにし じゅんこ 今西 順子	豊北キッチン taimou 代表	新任
7	学識経験者	やまだ みわこ 山田 美和子	郷土史家	

(敬称略, 順不同)

(参考条文)

○下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例（抜粋）

(運営協議会の設置)

第16条 資料館の運営に関する重要な事項について、委員会の諮問に応じて審議するため、下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

- 2 運営協議会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者及び地元関係者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 5 運営協議会には、部会を設置することができる。
- 6 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

○下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例施行規則（抜粋）

(運営協議会)

第16条 条例第16条に規定する下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員は、次に掲げる者の中から委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成１７年教育委員会規則第７号）第４条第１項の規定により、勝山中学校校舎（１１）長寿命化改良建築主体工事（第１期）で発生した工事請負変更契約について、事務処理が完了したことを令和６年２月２９日に臨時に代理したので、同条第２項の規定により別表のとおり報告する。

令和６年５月２２日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

工事請負変更契約の締結について

区分	工事名	工事場所	受注者住所・氏名	契約額 (税込・円)	工 期	変更理由	適用
当初	勝山中学校校舎(11)長寿命化改良建築主体工事(第1期)	下関市秋根上町二丁目5番1号	下関市長府満珠町10番26号 株式会社高松建設 代表取締役 高松 傑	174,130,000	令和5年6月27日 ～ 令和6年3月15日		令和5年6月26日 契約
変更	同上	同上	同上	182,354,700	同上	外壁劣化改修箇所を増加及び階段木製手すりの取替えによるもの。 外壁改修の設計については、外壁改修箇所の積算数量を目視調査により算出して、本工事契約後に足場を設置し打診等による詳細な調査を行なったところ劣化箇所が多いため、階段の木製手すりの改修の設計について、手すりを研磨後、塗装をすることとしていたところ、手すりを研磨したところ、手すりが割れている箇所等があり危険であるため、取替えが必要となった。	令和6年3月5日 変更契約

「家族でやま学の日」について

1 趣旨

山口県が、県政の最重要課題である人口減少の大きな要因である少子化を克服していくために、「こどもや子育てにやさしい休み方改革」を全県的に展開することとしており、その取組の一環として、休暇を家族で一緒に過ごせる仕組みを構築するために、「家族でやま学の日」を創設することとなった。

2 「家族でやま学の日」とは

山口県内の公立学校に通う子どもたちが、休業日以外に、保護者とともに、校外で、体験や探究の学び・活動を考え、企画し、実行することができる日のこと。

3 制度の概要

校外での自主学習活動として位置付け、「出席停止・忌引等」と同様に、「欠席」扱いとはしない。

保護者等の休暇に合わせて取得することができ、日数は年間3日とする。

(令和6年度活用可能期間は、令和7年3月31日まで)

4 今後の予定

各学校、児童・生徒、保護者等への周知を行い、運用を開始する。

運用開始日は、令和6年6月1日を目指している。

5 その他

下関商業高等学校については、県立高校の運用に準ずることとする。

報 告 事 項
令和 6 年 5 月 2 2 日
中 央 図 書 館

下関市子どもの読書活動推進会議委員の選任について

下関市子どもの読書活動推進会議委員について、下記のとおり委員を選任しましたので報告いたします。

記

1 委員

成重 圭子 (あかね会)

2 任期

令和 6 年 5 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで

3 選任の理由

前任者死亡のため、新たに 1 名の選任を行ったもの。

下関市子どもの読書活動推進会議 委員名簿

任期 令和4年10月1日 ～ 令和6年9月30日

NO.	役職	名 前	所 属	構成
1	会長	永島 昭雄 (ナガシマ アキオ)	元小学校長 元彦島図書館長	学識経験者
2	副会長	高野 泰裕 (タカノ ヤスヒロ)	下関市立勝山中学校 教諭	教育関係者
3		貴志 紀代子 (キシ キヨコ)	くろい文庫 豊浦の図書館を語る会	読書活動関係団体の者
4		成重 圭子 (ナリシゲ ケイコ)	あかね会	読書活動関係団体の者
5		岡藤 秀子 (オカフジ ヒデコ)	元清末保育園長 百合文庫	学識経験者
6		西岡 裕子 (ニシオカ ヒロコ)	下関市立勝山小学校 司書教諭	教育関係者

※4 成重圭子委員の任期は、令和6年5月1日から令和6年9月30日まで

報 告 事 項
令和6年(2024年)5月22日
美 術 館

企画展 「菊舎 旅と友を愛したひと」について

下関市立美術館・下関市立歴史博物館共同企画展の開催について、下記のとおり報告いたします。

記

1 企画展示の名称

企画展 「菊舎 旅と友を愛したひと」

2 概要

下関市豊北町田耕出身の田上菊舎は、江戸時代中後期に生きた文人です。若くして夫を亡くすと、風雅の道に生きることを決意し、俳諧修行の旅に出ます。晩年は家族の住む長府に落ち着き、亡くなるまで創作活動に励みました。このたびは市内の個人所蔵家のコレクションを、美術館と歴史博物館の二館にてそれぞれのテーマごとに展示します。

美術館では「一旅編一」として、40年余りにわたる旅路の中で創作された作品約60点を、歴史博物館では「一ふるさと編一」として、ふるさとの人々との交わりや晩年に長府に在った頃の作品約40点を展示します。

3 主催

下関市立美術館・下関市立歴史博物館

4 会期、観覧料

(1) 下関市立美術館 (下関市長府黒門東町 1-1)

会 期：令和6年6月7日(金)～7月15日(月・祝)

休館日 月曜日(祝日の7月15日は開館)

観覧料：一般500円(400円)／大学生400円(300円)

※ () 内は平日料金。

※ 18歳以下の方、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
に在学の生徒は無料

※ 下関市内在住の65歳以上の方は半額

(2) 下関市立歴史博物館（下関市長府川端二丁目 2-27）

会 期：令和6年6月7日（金）～7月21日（日）

休館日 月曜日（祝日の7月15日は開館し、翌16日は休館）

観覧料：一般210円（160円）／大学生100円（80円）

※（ ）内は20名以上の団体料金。

※ 18歳以下の方、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
に在学の生徒は無料

※ 下関市内在住の65歳以上の方は半額

5 協力

菊舎顕彰会

6 関連催事

ギャラリートーク、俳句相撲選手権、講座

7 その他

詳細は、別紙資料（席上配布）のとおり

以上

豊田ホテルの里ミュージアムの開館時間の変更について

下関市立自然史博物館の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 2 3 号）第 5 条の規定に基づき、開館時間を変更する日及び時間を下記のとおり定めましたので、報告いたします。

記

1 開館時間延長

(1) 令和 6 年 6 月 1 日（土）及び 6 月 8 日（土）の午後 5 時から午後 9 時 3 0 分（最終入館は午後 9 時）まで

(2) 令和 6 年 6 月 7 日（金）、6 月 1 4 日（金）、6 月 1 5 日（土）、6 月 2 1 日（金）、6 月 2 2 日（土）の午後 5 時から午後 8 時（最終入館は午後 7 時 3 0 分）まで

※なお、ホテル舟もしくはホテル祭りが中止になった場合は、開館時間の延長は行わない。

2 理由

ホテルの観賞期間に当たるため。

ホテル舟運航 6 月 5 日（水）～ 2 2 日（土）

ホテル祭り 6 月 1 日（土）、8 日（土）

参考条文（抜粋）

下関市立自然史博物館の設置等に関する条例

（開館時間）

第 5 条 ミュージアムの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、入館は午後 4 時 3 0 分までとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。